

未来のためにできること **SDGs** 知ることから始めよう！

SDGs(エスディージーズ)ってなに？

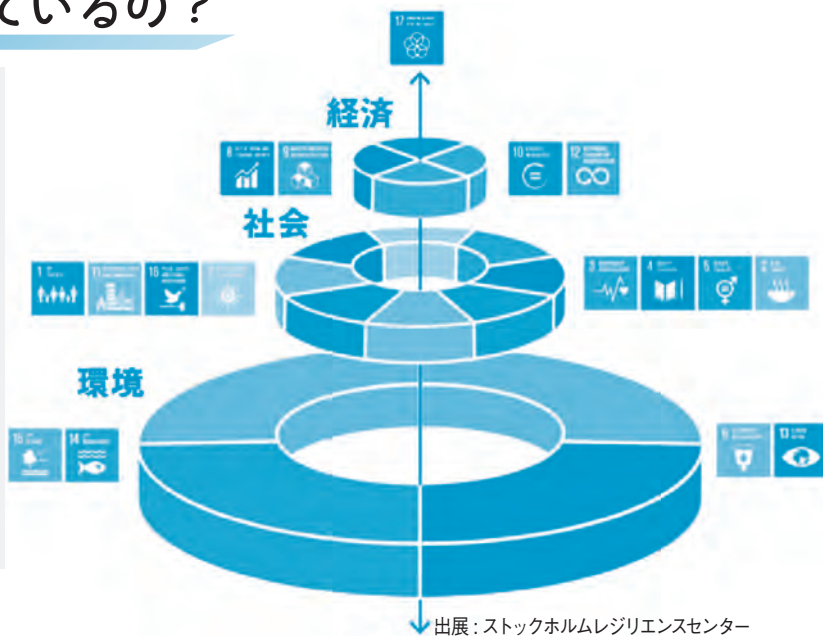
SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015 年の国連サミットで採択された、地球全体で取り組む国際目標のことです。2016 年から2030 年を達成年限とし、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17 のゴール(目標)と 169 のターゲット(具体的な指標)から構成されています。



私たちの暮らしにどう関係しているの？

持続可能な世界を実現するためには、地球の自然や環境がベースとして重要です。その上に、私たちの暮らしや社会があり、経済活動が成り立っています。地球環境を守ることが、これからの社会・経済の発展につながります。

日々の暮らしの中には、少し見直すだけで、目標達成に貢献できる行動がたくさんあります。結果が目に見えるのは、遠い先になるかもしれませんが、子どもたちや次の世代が暮らしやすい世界を残すために、一人一人ができることから始めていくことが大切です。



何をすればいいの？

例えば...

紙を大切にしよう!

無駄な印刷をしないなど、紙の使用量を削減することは、森林の保護につながります。

環境

自転車や徒歩で移動しよう!

近くの買い物には車を使わない。環境に良いだけでなく、健康づくりにも役立ちます。

社会

地元で買い物をしよう!

地産地消は地域の支援につながるだけでなく、輸送・移動にかかる環境負荷も軽減できます。

経済

問 総合政策課総合政策係 Tel 83-8102

社会福祉協議会だより

善意銀行

真岡市退職公務員会 …… タオル324本
株式会社セブン-イレブン・ジャパン… 食品/雑貨
JA はが野 真岡地区、二宮地区女性会 …… 食品

問 社会福祉協議会 Tel 82-8844

7 月に寄付をしてくださった方々 (敬称略・順不同) ありがとうございます。

明治安田生命真岡営業部 …… タオル103本
匿名 …… 食品/マスク



真岡のあの日あのこと

第10回 桜町陣屋跡



明治44年ごろの陣屋内の様子。尊徳が足を洗っていたという足洗池と、右奥に稲荷・八幡宮の社が見える。 (『桜町治蹟』より)



尊徳が執務した役所建物は、修繕を重ね現在は真岡市で管理している。

二宮尊徳による農村復興の拠点として

桜町陣屋は、元禄12年(1699年)に小田原藩大久保家の分家で旗本の宇津教信が、桜町三ヶ村^{さんかさん}①を治めるために設けた役所です。当初、4000石^{※②}あった桜町三ヶ村は、文政6年(1823年)には石高^{※③}が4分の1に満たないほど疲弊していました。そんなとき、三ヶ村の復興を託されたのが二宮尊徳でした。尊徳は、家族と共に陣屋に引っ越すと、用水路や道路、橋の改修を行ったほか、荒地の開墾も進め、三ヶ村の復興を実現させました。そして、全国で十万人以上の死者を出した天保の大飢饉では、三ヶ村から一人の餓死者も出さずに、飢饉を乗り切りました。

この尊徳の成功を聞きつけ、全国各地の疲弊した藩や村が尊徳に復興の指導を仰ぎ、尊徳はこの陣屋で数百の藩や村の復興に携わったといわれています。

明治維新で陣屋は廃止されましたが、桜町陣屋跡は、尊徳に助けられた者たちや教えを受けた者たちから、復興の聖地として守られてきました。昭和7年に桜町陣屋跡は「尊徳居住当時の陣屋の規模を見る」とし、国の史跡に指定され、現在もその姿を残しています。

※①現在の東沼・横田・物井地区
※②1石は、大人一人が1年間に食す米の量で、約1000合
※③当時、土地の評価を米の収穫量で表していた

消費生活センターメモ
シリーズ 459

特定商取引法が改正されました

注文した覚えのない海産物等が高齢者宛てに届いたといった「送り付け商法」に関する相談が寄せられています。

「送り付け商法」対策へ

令和3年7月に消費者保護を目的とした特定商取引法が改正されました。これにより、消費者は売買契約に基づかず一方的に送り付けられた商品を、直ちに処分できるようになりました。

注文や契約をしていない商品が一方的に送り付けられた場合、消費者が受け取っただけでは購入を承諾したことはありません。売買契約は成立していません。商品を開封や処分をしても、代金を支払う必要はありません。

悩む時は受け取り保留を

注文した覚えのない商品が届き、受け取るべきか判断できない場合や、代金引換の場合は、配送業者に事情を説明し、受け取りを保留しましょう。

また「ネット通販の定期購入ではないか」を確認しましょう。この場合、受取拒否をしても解約にはなりません。

誕生日などが近い場合、離れた家族からのプレゼントの可能性もあります。ネット通販では、依頼主の名前が送り状に記載されず、送り主からも連絡がない状態で届く場合があります。

また「ネット通販の定期購入ではないか」を確認しましょう。この場合、受取拒否をしても解約にはなりません。

令和3年7月に消費者保護を目的とした特定商取引法が改正されました。これにより、消費者は売買契約に基づかず一方的に送り付けられた商品を、直ちに処分できるようになりました。

①送り状の記載内容(送り主・連絡先)を記録する。
②開封した場合は商品等を撮影し、いつ・どのような状態で届いたかを記録する。
③代金引換で届いた場合は、支払う前に、注文したかどうかを家族に確認する。

離れた家族等に必ず確認を

誕生日などが近い場合、離れた家族からのプレゼントの可能性もあります。ネット通販では、依頼主の名前が送り状に記載されず、送り主からも連絡がない状態で届く場合があります。

また「ネット通販の定期購入ではないか」を確認しましょう。この場合、受取拒否をしても解約にはなりません。

ご相談は、消費生活センター(真岡市役所2階 暮らし安全課内) 毎週 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ハナシテナヤミナシ Tel **84-7830** 相談料無料